

委員長報告

本委員会は、去る7月1日の本会議において付託を受けた2定請願第1号「憲法9条に違反し、『集団的自衛権』行使を具体化する『安全保障法案』に、反対する意見書提出を求める請願」について、7月2日に審査をいたしました。

審査の過程で委員から出された意見の要旨について、御報告申し上げます。

今回の安全保障法案を廃止とする意見書提出を求める請願について、憲法学者間では、本法案が違憲であるとの意見が大多数であり、違憲である法案を国会で審議すること自体が憲法の趣旨に反している。また、現在まで自由民主党政権が、集団的自衛権の行使について、憲法上不可能であると解釈していたものを、一内閣で変更してしまうことに大きな問題がある。仮に日本が他国から攻撃を受けた場合は、集団的自衛権ではなく、個別的自衛権で対応できる問題であるという意見がありました。

一方、日本の置かれている状況について、有事の際は日本独自による防衛だけでなく同盟国の援助が必要であり、国の将来を見据えた必要な法整備である。本法整備については、憲法学者間に違憲であるとの発言もあるが、政府は合憲であるとの主張で進めている状況にあり、また、現時点における本法案に対する国民への説明は十分とは言えないものの、政府においては国会を延長し、慎重審議している状況であることから廃案を求めるべきではないとの意見がありました。

当委員会としては、これらの議論を経た後、採決を行った結果、本請願を不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

平成27年7月9日

総務企画委員会

委員長 小川浩樹